

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等をいう。以下同じ。）に従い、この契約及び設計図書を内容とする業務の委託契約を誠実に履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の委託業務を契約書記載の期限までに完成するものとし、発注者は、受注者に対して契約金を支払うものとする。
- 3 第1項に規定する設計図書の表示が明確でないもの又は誤り若しくは脱漏がある場合には、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(工程表・着手届・現場代理人等)

- 第2条 受注者は、契約締結後7日以内に設計図書に基づく工程表を発注者に提出するものとする。
- 2 受注者は、委託業務に着手したときは、着手届を発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、現場代理人及び関係法令に規定する技術者を定める必要があるときは、技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。現場代理人と主任技術者とはこれを兼ねることができるものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

- 第3条 発注者及び受注者は、この契約により生じる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等)

- 第4条 受注者は、委託業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に請け負わせるときは、あらかじめ書面による発注者の承諾を得なければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、委託業務が個人情報の取扱いを伴うものであるときは、受注者は、その業務の一部（個人情報の取扱いを伴う部分に限る。）を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(委託業務の調査等)

- 第5条 発注者は、必要と認めるときは、受注者の委託業務の処理状況につき調査し、必要な報告を求め、委託業務の処理に関して必要な指示を与えることができるものとし、受注者は、これに応じなければならない。

(委託業務の変更、中止等)

- 第6条 発注者は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。
- 2 前項の場合において、受注者が損失を受けたときは、発注者は、その損失を補償しなければならない。補償額は、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

(期間の延長)

- 第7条 受注者は、その責めに帰することができない理由その他正当な理由により契約期間内に委託業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して期間の延長を求めなければならない。この場合において、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(検査及び引渡し)

- 第8条 受注者は、委託業務を完了したときは、完成届を発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、直ちにその引渡しを受けるものとする。
- 3 前項の検査の結果、不合格となったときは、受注者は、発注者が指定した期間内に補修し、再検査を受けなければならない。

(契約金の支払)

- 第9条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、所定の手続に従って契約金の支払いを請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の規定により請求のあったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(前金払)

- 第10条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社との契約の契約期間を保証期間とし、同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結して、発注者に対して契約金の前払を請求することができる。ただし、その額は、契約金額の100分の40以内とする。
- 2 受注者は、前項の保証契約を締結したときは、直ちに保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の請求があったときは、その日から14日以内に支払わなければならない。

(前金払の使用)

- 第11条 受注者は、前払金をこの契約に基づく委託業務に直接必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

- 第12条 受注者は、秦野市契約規則第62条及び第63条の規定に基づき、委託業務の完了前に既済部分に対する出来高金額の100分の90以内の部分払金を請求することができる。ただし、通年等長期の清掃その他の管理業務等で、回数、月等ごとに分割できる請負契約で、部分払を受けようとする業務がその回数、月等単独で成果品と見なすことのできる場合には、部分払はその回数、月等ごとの出来高金額の全額まで請求することができるものとする。
- 2 受注者は、前項の部分払を受けようとするときは、あらかじめ発注者に出来高検査について書面により申請し、その既済部分について検査を受け、その結果に基づいて、これを請求するものとする。
- 3 発注者は、前項の申請があったときは、10日以内に検査を行い、検査の結果を受注者に通知するものとする。
- 4 部分払金の支払の時期は、前項の検査に合格した部分に対する受注者から適法の請求があった日から14日以内とするものとする。
- 5 第1項の出来高金額は、出来高検査調査によるものとする。
- 6 前払金の支払を受けている場合においては、第1項の規定により請求することのできる額は、次の算式により算定する。
部分払金の額 ≤ (出来高金額 × 9 / 10) - (前払済額 × 出来高金額 / 請負代金額) - 部分払済額

(履行遅滞の場合における違約金)

- 第13条 受注者の責めに帰する理由により、契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、期限後に完了する見込みがあるときは、発注者は、受注者から違約金を徴収して契約期間を延長することができる。
- 2 前項の違約金は、遅滞日数1日当たり、契約金額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める割合（以下「財務大臣が定める割合」という。）を乗じて得た額とする。

(事故報告義務)

- 第14条 受注者は、委託業務を処理するうえで事故があったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

(秘密の保持)

- 第15条 受注者は、委託業務を処理するうえで知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。委託期間終了後も、また、同様とする。

(個人情報の適正な管理)

- 第16条 受注者は、委託業務を処理するため取り扱う個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のための必要な処置をとらなければならない。

(個人情報の目的外利用の禁止)

- 第17条 受注者は、委託業務を処理するため取り扱う個人情報をこの契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の複写又は複製の禁止)

- 第18条 受注者は、委託業務を処理するため取り扱う個人情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(個人情報の返還義務)

- 第19条 受注者は、委託業務を処理するため取り扱う個人情報を、委託期間終了後速やかに発注者に返還しなければならない。

(発注者の解除権)

- 第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 受注者の責めに帰する理由により、委託期間内又は期限後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (2) 正当な理由なしに着手期限を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (3) 第22条第1項各号に規定する理由によらないで契約解除の申出があったとき。
 - (4) 第4条及び第14条から前条までの規定に違反したとき。
 - (5) 前各号のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的が達せられないとき。
- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、受注者に通知するものとする。
- 3 第1項各号の規定により契約を解除した場合において、既済部分で検査に合格したものは、発注者の所有とし、発注者はその既済部分に相応する委託料を受注者に支払うものとする。
- 4 第10条の規定による前払金があったときは、前項の規定による支払額と前払金額とを差し引いて精算するものとする。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者はその余剰金額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、財務大臣が定める割合で算出した利息を付して発注者に返還しなければならない。
- 5 第1項の規定により契約を解除された場合において、受注者は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、指定する期間内に発注者に納付しなければならない。なお、第3項の規定による既済部分に相応する委託料がある場合は、その委託料からその違約金を控除することができる。

- 第21条 発注者は、受注者が委託業務を完了しない間は、前条第1項に規定する場合のほか、必要があるときは、契約を解除することができる。
- 2 前項の規定より契約を解除した場合においては、前条第2項から第4項までの規定を準用する。ただし、同条第4項に規定する利息は付さないものとする。
 - 3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損失を及ぼしたときは、その損失を補償しなければならない。補償額は、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

(受注者の解除権)

- 第22条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 第6条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、契約金額が3分の1以上減少したとき。
 - (2) 第6条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が90日以上に達したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合においては、第20条第2項から第4項まで及び前条第3項の規定を準用するものとする。ただし、既済部分に対する出来高金額は、第20条第3項の規定にかかわらず全額を支払わなければならない。

(損害賠償)

- 第23条 受注者は、委託業務を処理するうえで発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が発注者の責めに帰する理由による場合は、この限りでない。

(協議事項)

- 第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し、疑義が生じたときは、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。